(ウ)　北緯二七度三〇分一四秒　東経一二五度五六分五三秒
(エ)　北緯二八度一七分一四秒　東経一二七度〇七分五三秒
(オ)　北緯二七度三二分〇二秒　東経一二七度二五分三五秒
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第六十三号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年三月三十日

防衛大臣　稲田　朋美

期間　平成二十九年三月三十日から同年五月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
区域　沖縄島南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間
(ア)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二七度三四分五三秒
(イ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二七度三四分五三秒
(ウ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二八度三九分五三秒
(エ)　北緯二五度〇四分四五秒　東経一二八度三九分五三秒
(オ)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二八度二九分五三秒
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

衆議院

議案提出

三月二十八日議員から提出した議案は次のとおりである。

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律等の一部を改正する法律案（岸本周平外十一名提出）

議案送付

三月二十八日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

農業機械化促進法を廃止する等の法律案
主要農作物種子法を廃止する法律案

質問書提出

三月二十八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

核兵器禁止条約に関する質問主意書（緒方林太郎提出）
共謀罪法案の審議開始時期に言及した金田法務大臣の発言に関する質問主意書（**逢**坂誠二提出）
テロ等準備罪の対象犯罪数に関する質問主意書（**逢**坂誠二提出）
法務省文書上の組織的犯罪集団の定義に関する再質問主意書（**逢**坂誠二提出）
精神保健福祉法の改正案の立法事実に関する第三回質問主意書（中根康浩提出）

答弁書受領

三月二十八日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員**逢**坂誠二提出東日本大震災追悼式で原発事故に言及しなかった理由に関する質問に対する答弁書
衆議院議員中根康浩提出平成二十九年二月二十二日衆議院予算委員会第五分科会における質問の答弁に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員**逢**坂誠二提出内閣総理大臣夫人の政府専用機の使用に関する質問に対する答弁書
衆議院議員**逢**坂誠二提出学校法人森友学園と安倍内閣の政務三役の関わりに関する質問に対する答弁書
衆議院議員**逢**坂誠二提出公人ではない総理夫人の活動がなるほどなと国民が思える基準に関する質問に対する答弁書
衆議院議員中根康浩提出保育に関する質問に対する答弁書
衆議院議員大串博志提出諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門に係る国の立場及び国から漁業団体への働きかけに関する質問に対する答弁書
衆議院議員辻元清美提出東日本大震災六周年追悼式で総理が「原発事故」に触れなかったことに関する質問に対する答弁書
衆議院議員丸山穂高提出テロ等準備罪法案における言葉の定義及び著作権法等の扱いに関する質問に対する答弁書
衆議院議員中根康浩提出精神保健福祉法の改正案の立法事実に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員宮崎岳志提出安倍昭恵内閣総理大臣夫人の活動に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員宮崎岳志提出令状なしのＧＰＳ捜査を違法とした最高裁判決に関する質問に対する答弁書

報告書受領

三月二十八日内閣から次の報告書を受領した。

独立行政法人通則法第六十条第二項の規定に基づく平成二十九年行政執行法人の常勤職員数に関する報告

又同日内閣を経由して国土交通大臣石井啓一から、次の報告書を受領した。

観光立国推進基本法第十条第五項において準用する同条第四項の規定に基づく観光立国推進基本計画の変更の報告

参議院

会議

三月二十九日（水曜日）午前十時　本会議

議案受領

三月二十八日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

農業機械化促進法を廃止する等の法律案（閣法第二二号）

また、同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

主要農作物種子法を廃止する法律案（閣法第二三号）

議案付託

三月二十八日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（衆第六号）
　災害対策特別委員会に付託

質問主意書提出

三月二十八日議員から次の質問主意書が提出された。

日朝平壌宣言と日朝国交正常化に関する質問主意書（有田芳生提出）（第六二号）
拉致問題の広報・啓発に関する再質問主意書（有田芳生提出）（第六三号）

答弁書受領

三月二十八日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員有田芳生提出日本政府専用機に関する質問に対する答弁書（第五二号）
参議院議員糸数慶子提出原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言に関する再質問に対する答弁書（第五三号）
参議院議員糸数慶子提出在沖米軍機の夜間訓練飛行に関する質問に対する答弁書（第五四号）
参議院議員糸数慶子提出在沖米軍のつり下げ訓練に関する質問に対する答弁書（第五五号）
参議院議員有田芳生提出北朝鮮に対する経済制裁の効果に関する質問に対する答弁書（第五六号）

報告書受領

三月二十八日内閣から、独立行政法人通則法第六十条第二項の規定に基づく平成二十九年行政執行法人の常勤職員数に関する報告を受領した。

また、同日内閣を経由して国土交通大臣から、観光立国推進基本法第十条第五項において準用する同条第四項の規定に基づく観光立国推進基本計画の変更の報告を受領した。

○国立国会図書館規則第三号

国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

国立国会図書館長　羽入佐和子

国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則

国立国会図書館組織規則（平成十四年国立国会図書館規則第一号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第四号中「利用案内」の下に「に関する事務の総括」を加える。

附　則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。